

事業計画説明～補償金の支払いまで

1 事業計画などの説明

事業を円滑に進めるため、地域のみなさまに計画の概要、施工計画などの説明をします。



2 用地幅杭の打設

説明会が終わりますと、事業に必要な土地の範囲を明らかにするため用地の幅を示す杭を打たせていただきます。



3 土地や建物などの調査

幅杭が打ち終わりますと、みなさまからお譲りいただく土地の面積、移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木や果樹などの立木を詳しく調査します。



4 土地調書・物件調書の確認

調査結果にもとづき、お譲りいただく土地や移転していただく物件の数量などについて調書を作成し、内容を確認していただきます。



5 補償の説明

ご確認いただいた調査結果をもとに、適正で公平な補償を行うため、国が定めた「補償基準」により補償金を算定し、補償の内容についてご説明いたします。



6 契約

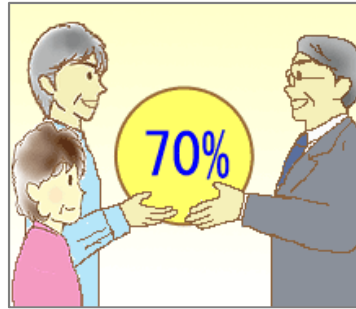
補償の内容、建物移転、土地の引き渡し時期等についてご了解いただきますと、書面で契約させていただきます。また、事業用地の登記手続きは国で行いますので、登記に必要な書類を提出していただきます。



事業計画説明～補償金の支払いまで

7 補償金の支払い (前金払い)

契約が締結され、必要書類を提出していただいたのち、前金払いの必要な方には契約金額の70%以内の額をお支払いします。



8 建物などの移転 ・土地の引渡し

建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただきます。



9 補償金の支払い (残金払い・一括払い)

土地の所有権移転登記が完了し、土地の引渡が完了した後(土地の上に物件がある場合は、物件の移転完了後となります)に、前金払いを既に受けられた方には、後払い金として残額を、前金払いを希望されなかった方には、補償金を一括してお支払いします。

